様式第９号

指　名　停　止　措　置　の　概　要

１　指名停止措置業者名及び住所

業者名	住　　所	建設業許可番号	元請、下請の区分
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	千葉県市川市鬼高４－３－５	2-009603	－

注）建設業許可番号「１－」は国土交通大臣許可、「２－」は茨城県知事許可、「３－」は他県知事許可を表す。

２　指 名 停 止 措 置 期 間

令和８年 10 月 20 日　～　令和９年４月 19 日　（６か月）

３　指名停止措置の適用範囲　　茨城県が発注する建設工事

４　事実概要

京葉ガスエナジーソリューション（株）の元社員は、千葉県企業局市川水道事務所が令和５年 12 月 15 日に入札を執行した工事の入札に関し、令和７年７月３日に千葉簡易裁判所から公契約関係競売等妨害罪により罰金 80 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

また、このことが建設業法第 28 条第１項第２号に該当し、国土交通大臣から営業停止処分を受けた。

５　指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成７年６月１日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第２第９号及び第 14 号イに該当する。

＜指名停止等措置要領別表第２＞

措　　置　　要　　件	期　　間
（談合及び公契約関係競売入札妨害） ９　有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び又は公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第７号及び第８号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から６か月以上 12 か月以内
（建設業法違反行為） 14　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から２か月以上９か月以内
（略）	
イ　営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から３か月以上９か月以内

問　い　合　わ　せ　先
茨城県土木部監理課建設業担当 茨城県水戸市笠原町 978-6 電話　029－301-4334（ダイヤルイン）